

富岡市観光ホームページ広告募集要領

1 目的

この要領は、一般社団法人富岡市観光協会（以下「観光協会」という。）が運営・管理している富岡市観光ホームページ「しるくるとみおか」（以下「富岡市観光ホームページ」）への広告の募集に関して、必要な事項を定めるものです。

2 広告の規格

広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとします。

- (1) 縦91ピクセル、横215ピクセル
- (2) データ容量8KB以下
- (3) 形式はJPEG形式、PNG形式

3 広告の表現

バナー広告の表現については、富岡市観光ホームページのページデザイン及びユーザビリティを保持するために、次に定める事項を遵守してください。

- (1) 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - イ アラートマーク
 - ウ ラジオボタン
 - エ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
 - オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (2) GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止とする。
- (3) 次の表現については、ユーザーが富岡市観光ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。
 - ア 富岡市観光ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
 - イ 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが富岡市もしくは富岡市観光協会の事業であると誤認しやすいもの。
- (4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- (5) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- (6) 代替テキスト（alt属性）は、「バナー広告」の後に広告主の名称を記載する。

4 広告の掲載位置

掲載位置は、富岡市観光ホームページの最下部になります。バナーは左上から右方向へ申し込み順に表示していきます。

5 掲載できない広告

次の項目に該当する場合は、掲載できません。

- ① 公共性又は富岡市の品位を損なうおそれのあるもの
- ② 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- ④ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- ⑤ 政治又は宗教に関するもの
- ⑥ 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- ⑦ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧ 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えるもの
- ⑨ ユーザーの健康を害するおそれのあるもの
- ⑩ 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含むもの
- ⑪ 閲覧や基本的なサービス利用に利用料金を要求するもの
- ⑫ その他掲載する広告として適当でないと観光協会が認めるもの

6 広告掲載料金

広告の掲載料金は1枠当たり月額10,000円です。ただし、長期の連続掲載を希望した場合は次のとおりとします。

掲載期間	掲載料	富岡市観光協会会員特別価格
6ヶ月	55,000円	44,000円
12ヶ月	100,000円	80,000円

7 広告の掲載期間

広告掲載期間は、1ヶ月単位とし、1年間を上限とします。ただし、再掲載は妨げません。

8 広告の開始日及び終了日

広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とします。

9 広告の作成及び経費負担

広告の作成については、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとします。

10 広告掲載料の納入

広告主は、掲載決定後、観光協会長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納入しなければならない。ただし、観光協会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

11 広告掲載の取消

観光協会長は、次の各号に該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 観光協会長が指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (2) 観光協会長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) その他観光協会長が特に必要があると認めるとき。

12 広告掲載料の還付

広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができないときは、この限りでない。

13 申し込み

富岡市観光ホームページ広告掲載申込書を、観光協会へ提出してください。

申込書受領後、事務局で審査し、問題なければ掲載決定通知書をメールで送付します。

広告の掲載は掲載料の振込確認をもって開始となります。

※振込手数料は広告主のご負担になりますので、予めご了承ください。

14 問い合わせ先

一般社団法人 富岡市観光協会

TEL 0274-62-6001 FAX 0274-67-7775

E-mail kankou@tomioka-ta.jp